

---

令和2年 6 月 宇美町議会定例会会議録（第4日）

令和2年6月12日（金曜日）

---

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

追加日程第一 議案第42号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第2 閉会中の所管事務調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第一 議案第42号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第2 閉会中の所管事務調査について

---

出席議員（13名）

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
8 番 黒川 悟	9 番 脇田 義政
10 番 小林 征男	11 番 飛賀 貴夫
12 番 白水 英至	13 番 南里 正秀
14 番 古賀ひろ子	

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 中山 直子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木原 忠	副町長 ……………	高場 英信
教育長 ……………	佐々木壮一朗	総務課長 ……………	佐伯 剛美

危機管理課長	……………	藤木 義和	財政課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	瓦田 浩一	住民課長	……………	八島 勝行
健康福祉課長	……………	尾上 靖子	環境農林課長	……………	工藤 正人
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	安川 忠行
上下水道課長	……………	藤井 則昭	学校教育課長	……………	原田 和幸
社会教育課長	……………	飯西 美咲	こどもみらい課長	……………	太田 一男
町制施行100周年事業推進事務局長	……………			……………	安川 茂伸

---

10時00分開議

○**議会事務局長（川畑廣典君）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第4号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○**議長（古賀ひろ子君）** 本日の会議を開きます。

お諮りします。本日までに条例案1件を受理していますので、追加議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（古賀ひろ子君）** 異議なしと認めます。条例案1件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

また、議会広報委員会より、本日の写真撮影の申出があり、これを許しておりますので、御報告いたします。

---

**日程第1. 一般質問**

○**議長（古賀ひろ子君）** 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。通告番号5番。10番、小林議員。

○**10番（小林征男君）** では、おはようございます。5番の小林でございます。昨日からお疲れでございますので、長たらしい前口上は抜きにいたしまして、率直に質問をさせていただきます。私も簡潔に御質問をさせていただきますので、担当の課長さんあたりに、ちょっと副町長さんには、分かりやすく御説明お願いいたしておきます。

今年は、私たちの気候、大きな実感をさせる風水害に備える警鐘を鳴らしております。今年気象庁におきましても、九州各地で1909年の2月6日の記録を更新したと発表しております。北部九州の平均気温は、平年より2.9度高くなったことを示しております。

そこで、担当課の課長さんにお伺いいたしますが、私、以前から上菖蒲橋、菱締橋、それから扇橋、これのしゅんせつ状況について、県にお伺いしてくださいと、何度もお願いをいたしております。

そこで、課長さん、どうかこれを分かりやすく御説明していただければと思っております。それともう一つは、町が発注したのか、県が独自で造ったのか、私は分かりませんが、ジョイフルの前に大きなつぼ石のようなものを大方30個程度、これを置いてあります。副町長は御存じだろうと私は思います。担当課の課長が御存じであれば、それとも一緒にお答え願えれば幸いと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。まず、福岡県が管理します河川につきましては、地元、自治会等からの要望書、また町の職員によります現地のパトロール等で気づいたことを含めまして、毎年県に要望書を提出しているところでございます。

その要望書に基づきまして、福岡県の担当者のほうでは、内容を精査、検討し、取りまとめて回答をいただいているところでございますが、なかなか町の要望に対して進んでいないというのが現状でございます。県としましては、中身を精査、緊急を要するところについては、その都度、あとは財政的な面も含めまして、段階的にやっているというような状況でございます。

それと、御質問の上菖蒲橋の部分につきましては、これも含めて、県のほうにはお願いしているところでございますが、要望書の一部につきましては、役場の南別館の裏の水路のしゅんせつ、約300メートルの部分だけ実際、今完了がしているというところでございます。ほか井野川に限らず、ほかの河川につきましても、限られた予算の中で必要性や緊急性、効率性を考慮しながら、県のほうで順次判断して対応されるという御回答でございました。

それともう一つ、ジョイフル裏の河床ブロックの部分については町の工事か、基本的には県の河川ですから県なんですけど、実際町が工事したのか、県が工事したのかというのは、ちょっと申しわけございませんが、自分は存じておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） 分かりました。では、課長は年に1回程度、その課長さんをお願いに行っておると言われますが、以前の課長さんは、半年に一遍ぐらいは行っておると、ついで行ったときには、その土木事務所に寄って所長さんをお願いしたりしておる。じゃ、課長さん、今の所長さん、何ていわっしゃるんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） すみません。毎年定期的に出しているのは、1回出しているんですけど、それとあとはその都度、地域からの要望がありますので、その要望があった時点で、ま

たそれを取りまとめて県のほうに行っていますので、その要望の回数分、県のほうには行っているというのは事実です。

ですから、行ったついでに、前の分も含めて、再三お願いしているというところでございます。今、福岡県土整備事務所の所長は鬼塚所長でございます。

ただ、自分も異動しまして、挨拶回りもできていないような状況で、まだお会いしたことはございません。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） 確かに課長が言われるとおり、樋ノ口橋から同公園の堤防のところまで313メートル、私が測ったらありました。本当にありがとうございました。これも去年の6月30日に、県のほうに出てこいということで達しがございました。おたくの高田課長補佐がこういうふうに言ってきているよということでございました。

それで、6月30日の日に議会等に行って、その担当課の方とお会いしたことは、それは事実です。その後、1年経過して、樋ノ口橋からそこまでしゅんせつがされて立派なものになっております。本当にそれはありがとうございました。

それについて、結局、課長もよく知っておりますように、ニュースセンターで反町さんという政治評論家でございますが、その中に高市総務大臣と一緒に会談をなされております。樹木が一川の中に立った樹木、しゅんせつ等々については県が全額負担しておったんですが、総務省が肩代わりして、その総務省が年間900億という財源で応援をしていくということで、新聞報道に1月の22日でございます、課長、御存じでございますでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） はい、存じております。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） じゃ、その900億という財源を県にお願いいたして、その900億の財源で申請していただければ、そう無理がいくしゅんせつ工事ではなかろうかと私は思っております。課長は、去年から、社会教育課からこちらのほうに来られて、あまり私が詳しく説明しますと、非常に困ることもできてこうかと思っておりますので、あとは副町長に私がこんとお願いをして終わりたいと思いますが、副町長、実は私と土木事務所の課長さん、そのときは野見山さんでございました。

私と副町長と3人で、ちびっこ広場のところで石にどん座ってお話したことを覚えてございますか。そのときに、県の野見山さんは、宇美町の技術者はすばらしい人ばかりおられますと、だから、よく小林さん、副町長と土木の課長さん、いろいろお話しして、いい結果が出ますように話をしてくださいねということでございました。

そのときの話は、この25棟の家が床下までつかってしまったことについての話です。そのときにはパラペット方式がいいのか、根継ぎ方式がいいのか、しゅんせつのほうがいいのか、その課長さんはおっしゃっておられました。副町長は、宇美町の最高の技術者でございますので、このところの値段は恐らく御存じだろうと、私は思います。

そこで、一番早く工事ができて、安くできて、きれいにできる方法というのは、副町長、大体どの種類が一番いいんですか、ちょっと教えていただけませんか。

ただ、前もって言うておきますが、工事を発注するのは福岡県でございます。ただし、要望することは、宇美町からしなくちゃいかんわけですよ。宇美町の要望のことは宇美町がして、隣の志免町が宇美町の要望はしてくれないわけでございますので、そのところを分かりやすく、ひとつ御回答ください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 21年当時、私も現場のほうに行きまして、何ですかね越水して、越水が下がったときに、ジョイフルの裏の転落防止柵のところに、いわゆる草が引っかかっておったというのが非常にまだ脳裏に映っております。

そういう状況で、地元の方がいかに不安な状況を過ごされたかなというのが非常にそこで想像ができるような状況でございました。10年前のお話でございますので、詳細に覚えておるわけじゃございませんけれども、ただいま議員が申されました、いわゆる越水対策のためにどういう工法が一番いいんだろうかということで、現場でいろいろお話をさせていただきます。

平成24年にも県と町職員と炭焼3区の区長さん、地元4名ということで、現地で立会された経緯もあります。そういった経緯がございますけれども、まず状況を見ましてパラペットをまず上げるのが一番、その状況的には早い施工になるなということを当時お話をしていた経緯があります。

ただ問題は、そのパラペットを上げて、内水をどう処理するかということになりました。井野川の水位が上がれば、当然、内水いわゆる側溝とか水路とか、そういったものにつながっておりますから、陸の中も当然、水位が上がってくると、井野川の水位と基本的には同じ水位まで上がってくるということになります。

ですから、いかにパラペットを上げて、いわゆる溢水という形で言うと、いわゆる道路冠水、床下というのは解決しないということになります。

そこで、根継ぎで河床を下げたらどうかという話もありました。

ただ通常で言えば、根継ぎ方式というのは水害で、いわゆる基礎部分が現れたときに、基礎を守るために採用される工法でございます。

ですから、そこで根継ぎで河床を仮に下げたとしても、いわゆるすぐに堆積してくるという現

象が現れてくるということがあります。

ですから、根本的な原因にはならないだろうというところで、当面は、課長が申しましたように、いわゆるしゅんせつというのを行っていくというのが現実的だというところで、県土木のほうも考えたようです。

いわゆる県のほうが河川管理者でございますので、基本的には県に要望して、県のほうにしてもらうというのが通常のやり方になりましょう。いわゆる要望の回数なり、いわゆる強さというものが当然、要素になってくると思うんですけど、ただ、町独自で何かできないかというものがございました。

先ほど議員が申されました、いわゆる900億のしゅんせつ、緊急浚渫推進事業費ということで、1月に予算の話がありました。実は2月に県内の副市町村長・財政主管課長会議というのが県庁でございました。（発言する者あり）県内の副市町村長・財政主管課長会議というものが2月の頭にありまして、そこでその資料の中に緊急浚渫推進事業費というのが入っておりまして、一通りの流れた説明の中に含まれておりました。

実は、私は、いわゆる越水の防止策の一つとして影響があるんじゃないかなと思っているのは、いわゆる調整池を考えて、その当時から常々考えておったんですね。現実的にどの程度の影響があるかというのは図ってみないと分からない部分があるんですけども、御存じのように、四王寺坂団地の調整池の中、非常に木が生い茂っておりまして、当時、林のような状態でございました。

まず、そういった木の枝とか、そういったものが大事なオリフィスと言いますけれど、水量の調整用の穴になるんですけども、それに引っかかったりするとか、いわゆる維持管理が適切でなかったら、本来の調整池の役目を果たさないということも考えましたので、一昨年は調整池内の草木を全部伐採しております。

その後を考えられるのが、いわゆる調整池内にどの程度土が堆積しているかということになります。いわゆる調整池のボリュームが大きければ大きいほど調整する能力が出てくるわけですから、ここ30年というのは、いわゆるしゅんせつとか、そういったものをしておりません。

そこで、先ほど言いました緊急浚渫推進事業費がこれに当てはまらないかということで、その2月に会議があったんですけども、2月中に県の河川管理課長のところに参りました。そういった予算がついとるようだけでも、町のほうでこれ使えないのかというお話をしています。現実的に調整池といいますのは、一定の大型の開発団地辺りでは、県のほうが河川を守るために、河川の水害を防止するために義務づけておる施設でございます。

したがって、県のほうが逆に町に適正な管理をなさいと言ってもいいんじゃないかと、だからそういった施設だから、この予算がつけられるんじゃないかということでお話をしました。

そこで、県の河川管理のほうは、実は、窓口は隣になるんですけどもということで、たまたま旧

知の間柄でございましたので、腹を割った話をしておったんですけど、まずは河川に対する事業費になりますから、二級河川側は、当然、県のほうに事業費がつく、町のほうは調整池をどう扱うべきかということで、普通河川扱いというのができんだろうかということの提案がありました。

この推進事業費を使うためには、長期的な計画をつくらないと、その対象にならないということもありましたので、まずは、この現在の四王寺坂団地の調整池にどの程度土が堆積しているか、どの程度阻害しているかというのをまず確認するべきだというふうに思っております。

したがって、まずはその測量を今年させたいと、その結果によって、改めて影響が大きければ、県のほうに話を持っていきたいと、そしてできればこの100%起債、70%交付税措置という制度を何とか活用できればというふうに思っています。まずは、測量をしようというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） 副町長、その影響が大きければという意味をちょっと私に教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） いわゆる調整池の中にどの程度土が堆積しているか、いわゆるボリュームを阻害しているかということが、何と申しますか、しゅんせつ工事をする価値になってきますね。

ですから、調整池の構造そのものが自然に堆積物を流す形になっておれば、幾らしゅんせつしても、また同じぐらいたまってくるということになりましょう。

ですから、不自然にたまっているものがどの程度あるかということ、いわゆるどれだけのボリュームがあるかというのを確認したいということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） それと、課長さん、さっきから言っておりましたジョイフルの前の石はどちらが答弁さっしやったですか。町が造ったのか、県に依頼して、県が造ったのか、私は、まだお聞きしておりません。いや、分からなければ、後でいいですよ。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼します。先ほど申し上げましたように、県が造ったか、町が造ったか、すみませんが、私は存じておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） 副町長、これ私とあなたと県の方と会議をして、期間が長いんですね。その間に何らかのアクションが起きて、小林よ、こげなふうには話はなりよるが、こういうふうな

話でいきよるが、一遍も私は聞いたことないんですよ。

そこでお尋ねしますが、一遍でも、その期間にお話がされたのかされていないのか、それだけお聞かせ願えれば、あとは結構でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） それは、県土整備事務所ということでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） 県の事務所とお話合いが、その県に工事の、私がさっきから言っておりますしゅんせつか、パラペット方式なのか、根継ぎ方式なのか、どの程度まで私が県の担当の方とお話合いがなされて、その結果は、私が一遍も聞いたことないと私は言っているんですね。昨日、今日、私がお願いしたんだったら、それは引き延ばしもいい、引き延ばしと言ったら言葉はいけません、延ばしてもいいんですが、期間が長いんです。

だから、安川課長の前課長さんに、私、中西さんも課長さんでございました、そのときは。そのときは都市計画課でございましたので、お話も私はしゅんせつしておりますね。あの話はどうなったのと言うたら、言うとります、言うとります、県には恨めしいほど言うとりますということだったようだったけど、その期間が非常に長うございますので、きょう改めて、私がお聞きしとるわけですね。

だから期間が長いから早くしないと、その自治会という自治会は、この前の山浦のグリーンベルトでした、舗装していただいた、あのときも会議の中で話が出ました。こうこうこう言うて話しとったんだけど、だから先ほど言うように、副町長が言わっしゃるように、地形的なものがあることは、それは事実、私も存じておりますですね。

ただ、向こうの緑道帯から、このこっち側に水井戸を張ったら、大体400の落差があることも承知しております。地形的にハピネスから流れてくるやつと、ここの水位が上がってきますと、ここでどうしても合流になって、ここの25棟が水深、床下まで上がってくることは分かります。パラペットをしたげんと、そこで詰まって上がってくるので、そこはパラペットとして方式は使えないだろうと私は思います。

しかしそれから先、扇橋から先はパラペットでも、水かさが上がっても、それで防げるんじゃないかと言うて、お話合いまで私はしたはずですが、それは、課長さんは知らんと言わっしゃるけえ、知らんとでしょうね、それは。

だから、そのパラペット方式をするところとしないところ、あるわけでございます。全部あの長さをパラペットでしてくださいと、私は言っているんじゃないんですね。

だから、そのときに会議は、県の方と言っておるように、野見山さんでございましたが、その方と3人で話し合って、それから期間が長いので、一遍も私は聞いたことがないと私が言ってい

るのです。その結果をですね。

だから、副町長が、それは長いけん忘れたよと言わっしゃれば、それでも結構でございます。だからその期間、長い間に話合いがなされてあったんなら、一言私にどういうふうやったよというて聞かせていただければ非常に助かりますが。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 途中経過を御報告していないのは、非常に申し訳なかったなというふうに思います。県土整備のほうには直接、私も行ったり、あるいは係長等を派遣したりして、いろいろ協議はしてきております。結論がすぐに出るような状況ではありませんでした。

いわゆるどの工法を採用するか、どういうのがまず軽減できるかということのためには、いわゆる井野川、この部分のいわゆる状況調査というのが必要だろうということで、実はこの測量とか流量の能力とか、そういった調査のほうがやっと平成26年に出てきております。

ただ結果は、何と申しますか、数字的にはあまり悪くないという結果が出てきておるということで、またそこで時間がかかる形になっております。

そういったことで、最終的には表面上のしゅんせつという方向に動き出したということになるんでしょうけども、いずれにしろ小林議員はじめ、地域の住民の方が心配されて、ずっとそのままの状況であったということについては、非常に申し訳なかったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） よく分かりました。それでは、その自治会の方々が本当に待ちくたびれて、どうしても今日は、私は3月の月にこれと同じやつをしようかと思ったんだけど、どうしても3月の月が、定例会が一般質問が中止になりましたので、今日あえて質問させていただいた次第でございます。これが本当にしますと、水害がなくて、本当に去年の6月の19日でございますか、高田補佐と前田課長補佐が朝、6月の19日でございます、ちょうど、本当に時間的には、これは朝5時半でございます。私も、水かさが上がりまして、非常に心配して、そこまでちょうど行きましたら、ちょうどパトロールして、高田さんと前田さんが来て、ちょうど出くり合いまして、ああ、よかったと言いました。何がよかったのか私は知りませんが、水かさが越さなくて、崩落しなかったのがよかったんだろうと、私はそう受け止めて、ああ、本当にこれから先、水害が出らなきゃ、雨が降らなきゃいいがなというて別れた次第でございます。本当に両名には、本当に朝早くからパトロールをしていただいたという記録がここに残っております。

それで、職員の皆さん方、本当にこの水害が出る時期には、本当にたゆまなく努力をしてあることだけは十分、私も胸に留めておりますので、各言うときにはちゃんとしておきますが、課長さん、よろしゅうお願いしときます。

長々となりましたが、私のこれで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 10番、小林議員の一般質問を終結します。

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号6番。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） おはようございます。議席番号2番、平野龍彦と申します。本題に入る前に、このコロナ禍におきまして、全職員423名ですか、心より感謝を、そして敬意を表しながら質問に入っていきたいと思っております。

早いもので10回目を迎える本定例会の一般質問におきましては、オンライン授業とか災害時受援計画書の策定状況とか、災害時廃棄物ごみ処理計画の進捗状況など、いろいろ課題、気になる点はございましたが、今回は子どもたち、そして全ての住民の健康づくり、公園づくりによる健康づくりができないものかなというコンセプトからお尋ねをしていきたいと思っております。何分6月の1日に文書でもって町に通告、提言をしましたが、その間、10日ほどしかありません。今回、私の提言することは、恐らく一つもかなわないことになるかもしれません。覚悟をいたしております。ただ、今回の提言が後に実現化、具現化していけばいいと思っております。

町制施行100周年記念式典を中止に追い込んだ見えざる敵である新型コロナウイルスとのこれからの闘いは2年、いや3年、もしかしたら5年かかるかもしれません。長丁場になることが懸念をされています。先ほども言いましたが、コロナに負けない公園づくりが必要ではないかと考えております。

つまり健康づくりでありますね。今年3月2日からの学校休業から、既に3か月ほどがたっております。屋外で適度な運動をすることができる公園、緊急事態宣言解除後でも、子どものみならず、全ての住民の健康生活維持のために最低限必要なものではないかなと思っております。

同時に、公園、広場というのは、災害避難時、避難場所としての機能もあります。密を避けながら散歩、散策、ジョギングなどの健康的な利用ができることになっております。

ところが、通年の整備計画から外れている公園とか広場の中には、繁殖した雑草、樹木などにより、子どもたち、住民が立ち入ることが本当に困難となっている場所が見受けられています。

そこで、まずは公園、現在の整備、管理の体制どうなっているのか、お尋ねができればと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。まず町内の公園の状況でございますが、都市公園法に基づく公園が52か所、その他広場等が42か所、合計で94か所ございます。この

94か所の公園、広場につきましては、町民の交流の場、憩いの場、子どもたちの遊びの場として利用していただいているような状況でございます。

それぞれの公園につきましては、宇美町コミュニティセンターとか、高齢者福祉事業団、また地元の自治会の皆様方の御協力等によりまして草刈りとか整地とかの維持管理を行っている状況でございます。

しかしながら、年間を通じて草刈りとか、樹木の剪定などを行っておりますが、草も伸びるのも早いですし、なかなか追いついていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 追いついていないというのがちょっと困るんですね。今はコロナ感染拡大の防止と同時に、健康生活の維持の両立、この二つを両立していかなければなりません。コロナに負けない公園づくり、必ず健康づくりへとつながっていくのではないかと思います。今後、全て94でしたか、100ほどの公園、広場、コロナ禍を踏まえて、具体的な公園づくりをしてもらいたい。具体的に計画と申しますか、公園づくりをしてもらいたいと思います。再度お伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 町内全ての公園、広場に関しまして、年次的な整備計画というのは現在ございませんが、公園の遊具等につきましては、長寿命化計画の中で補助金等を活用し、改修等を行っている状況でございます。

今年度につきましては、6月に毎年実施されておりますラブアースとか、そういったので、コロナで中止になりましたけど、そういったラブアース、春、秋、そういった中で、地域の方が御協力によって、大半の広場とか、公園についても、本当に草刈りとか、そういった整備を本当にしていただいて、これで何とか保全できているような現状でございます。

当然、町も委託等を行いまして、定期的に大きいところとか草刈りしていますけど、安全にできるだけ使っていただけるような保全管理を基本的にはやっていきたいというところでございます。

あと1つ言えますのは、どうしても公園も大小様々でありますし、できますれば整備統合したような形も含めて検討していかないといけないかなというふうにも思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） はい、分かりました。

次に行きます。

一本松公園、4月末でしたか、子どもたち、町内外から数多くの方が見えられて気になっておりました。密閉ではありませんが、密集、密接状態、週末だけかなと思っていましたが、ウィークデーもそういう状況になった。感染の危機が、結果的に公園での感染はありませんでしたけど、また早くて10月、第2波が来るかもしれません。一本松公園における感染防止についての対処方針をお聞かせ願えればと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 新型コロナウイルス感染防止の対策につきましては、国の専門会議におきまして、公園を一律閉鎖するのではなく、使い方の工夫や感染対策についての使用者の協力を呼びかけるなどすることによって、継続して利用できるのが望ましいというような、こういった会議の中での見解が出ております。

コロナ対策におきましては、公共施設等を含めまして、コロナ、町の対策会議の中で、基本的な方向性を決めて決定するということの中で、公園につきましては、このような状況、また少なくとも公園の閉鎖までは厳しい。

また、一本松公園とかにつきましても、結局ほかに私有地、民間有地等もありますので、なかなか閉鎖というところは難しいという、思いとしてはそういう、少しでも運動するとかちょっと遊ぶとか、そういったところを残したいという意味で、規制については、バーベキュー、キャンプは御遠慮くださいというようなことで、町内よりも町外の利用者の方がパーセンテージでは多いんですけど、当然、ホームページなり、SNS、また放送設備とかもありますので、そこでも一本松の上で放送を流すとか、そういったことで周知をしてきたというような状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 分かりました。今、一本松公園のお話をしたのは、1つの公園に多く集まることは、やはり心配されます。宇美町には自治会が48ありますよね。その48の自治会内に公園なり、広場があります。分散化ですね、一極集中じゃなくて、自治会内の公園に親子連れの子どもたちが歩いていける身近な公園で、しかもグリーングラウンドですか、芝生化ができればいいな、砂場もあればいいな、ブランコ、滑り台、このような要望が多くの方から上がっています。身近な公園づくり、今後コロナ社会を我々は生き延びていかなければなりません。公園の芝生化について、提言いたしたいと思います。砂場も含めて、どうぞよろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 町内48の自治会がございまして、必ずしも自治会という区域だけで見ると、その中に公園、広場がなかったりとかするのは当然ありますけど、本来公園、広場とかいうのは、自治会単位のものではなくて広域ですから、どなたでも利用できるというところで、自治会単位というふうな仕組み、区切りでくると、なかなか公園とかいうのはなじまないよ

うなことにはなるんじゃないかなと思います。

それで、グリーングラウンド、芝生であるとか砂場であるとか、そういった整備なんですけど、基本的には町全体で見ますと、都市公園法の施行令のほうでは、都市公園1人当たりの標準的な面積としまして、1人10平米というふうになってあります。宇美町で見ますと、住民1人当たり30平米になります。都市公園、広場等含めてですね。

ですから、単純に言って3倍ぐらいになるんですけど、ただ、その中には、広場についても大小様々な広場等がございます。中には形が三角形であって使いづらいとか、実際公園であるのか、広場なのかという、そこには防火水槽があったりとか、併設してあったりとかしますので、なかなか一般的な広場、公園、子どもの遊び場って、なじまない部分もあるのかなというふうに思っています。

それと子ども・子育てに関するアンケートというのが過去にございまして、子育て中の親御さんとか、就学前、それと小学校の保護者の方と、そういった方にアンケートを取る中で、結局、子育て支援で望むのは何ですかというような質問に関して、就学前の保護者の方で約60%、小学生の保護者の方で約48%、結局、公園が欲しいという、公園、宇美町にたくさん、いろいろあるのに公園が欲しいというような要望がアンケートを取れば、それが一番上位に上がってくるということなんですけど、その中を見ますと、安全で行きやすいような大型、近くで言えばシーメイトのああいう大型遊具がどんと置いてあるような、ああいう公園が望んであるのかなというところだと感じております。

ただ、なかなか町内で、新たにああいう大きな公園を造るというスペースの問題もありますし、当然、財源の問題もありますし、公園といいましても、公園の利用者のニーズもあると思います。親子で遊ぶのがありますし、休憩するような、散歩がてらの休憩とか、そういったニーズに対して、ニーズに合った公園整備ができれば本当に一番いいとは思いますが、どちらにしても、今、新たになかなか造るというのは難しいとっております。当然その芝生に関しても、なかなか難しいのかなと思います。今現在、94か所公園管理していますが、実際毎年管理費が1億近くぐらいかかっているのが現状です。

ですから、本当ニーズに合わせた公園整備が本当にできるのが一番いいかなと、ですから整備統合を目指しながら、ニーズに対応できるような公園整備をしていきたいというふうに思っております。公園整備、維持管理、現状の公園を管理するにしても、やはり地元の方の御協力がないことにはなかなか厳しいと、当然、地元の方の要望に関しましては、草刈りとか伐採とかいうのは、都市整備課、町のほうでやっていますので、それは当然引き続きやっていますけど、今あるところを保全整備しながら、整備できるところは整備統合をやりたいというような方針でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 私の質問がまずかったんですかね。私の質問に対して多少食い違った回答があるようでございます。私は、シーメイトのような大型の多目的施設、複合遊具施設を造ってくれとは一言も言っておりません。子どもたち、住民がすぐ歩いていけるような、車じゃなくて。公園を造ってくれとは言っていません。公園にグリーンズフィールド、芝生化、砂場、最低限を言った。今、原稿を読まずに言っていますので、私の言い間違いだったかもしれませんが、提言しておきます。

次に行きます。

炭焼周辺には、ハピネスの隣にハピネス公園化計画というものがあまして、現在、山ですね。これ21年前に用地収用しているんですね。購入している、町がですね。21年前です、公園化ということで。あと10年かかるとすれば、31年かかるんです。公園化計画打ち出して31年も、25年かもしれませんけど、非常に長過ぎるのではないかなと思っております。

コロナ社会を踏まえて、あそこにハピネス公園ができれば、コロナ対策の一環にもつながるのではないかなと思っています。いわゆる住民は待ち望んでおるわけですね、一日も早い公園づくりを。現在、4年前から125万円かけて、部分的に伐採しています。その瞬間は、あっ、公園化になるんだなと、ところが3か月ぐらいたら、半年たつと、1年後にはまた元の木阿弥、ジャングルになるんです。これを4回繰り返しています。この辺も不思議に思っておるわけですが、お金がない、お金がない、それで住民の命と健康を守ることができるのでしょうか、一日も早いハピネス公園の実現化をと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 貴船公園、議員言われましたが、ハピネス公園という表現ですけど、につきましては平成28年度から年次的に伐採作業を行っておりまして、昨年の4か年までで約5,800平米ぐらいの伐採と散歩道、遊歩道的なところ、遊歩道までいきませんかかもしれませんけど、そういった部分を段階的に整備をしているというところでございます。まだ全体計画、全容というのがまだ決定はしておりませんので、これにつきましても、要は予算の範囲内で年次的に継続して伐採をしていきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） これ以上は詰め寄りません。一日も早い公園化づくりをしてもらいたい。コロナ禍でございますので、お願いしたいと思います。

簡潔にいろいろ思っていましたので、この質問を最後にいたしたいと思います。先月の5月の14日でしたか、緊急事態宣言解除にはなったものの、緊急事態には変わらないんですね。3密

の回避とか、いろんな国からの、県からのコントロールを受けておるところでございます。

次の第2波も10月に、11月に来るかもしれません。コロナよりちょっと先回りして公園づくり、健康づくりをしてもらいたいと思っております。この際、町長のお考えをお尋ねできればと思っておるところであります。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 今、議員のほうから現下のコロナ禍を踏まえまして、コロナに負けない子どもたちや住民に身近な公園づくりに対する御提案と、このように理解をいたしております。議員のほうからもございましたように、国が非常事態宣言を発令いたしました4月のころは、本当に不要不急の外出自粛が強く叫ばれておりました。

今もこの要請は続いておるわけでございますけれども、一連、宣言解除といった流れの中で、これは課長のほうも答弁をいたしましたけれども、公園については、一律に閉鎖をするのではないと、使い方を工夫しながら、利用者に協力等と呼びかけながら、継続して利用できることが望ましいと、このような専門家会議からの提言もいただいているところでございます。

この趣旨、この提言の背景としては、1つは、公園が屋外であること、いま一つは、非常に長期にわたりまして外出自粛、これは全国的にこれ要請がなされております。そして、仕事も外出も控えるという、こういったいわゆる流れの中で、やっぱり心も体も疲弊をしていく。非常に議員のほうからあります健康づくりという一つのキーワードを申されましたけれども、健康的にも、心の健康、体の健康、これにもよくないのではないかと、これを発散するというか、どのような個別個別の成果、効果については、申し述べはいたしませんけれども、確かに屋外に出て、そして発散をする、体を動かす、そういうことは非常にいいんだろうと思えますし、そういった効果が期待をされるということが、この提言の背景にはあるんだろうというふうに思っております。

そういったことも当然踏まえまして、またこれも課長が答弁いたしましたけれども、誰もが自由に利用できると、公園が持つこれは特性だろうと思えますけれども、こういった特性を踏まえまして、一本松公園を含め町内に94か所あります公園については、一切町としては閉鎖をいたしておりません。

しかしながら、住民の方々、あるいは子どもたち、軽い運動とか、ちょっと憩いというか、談をとるみたいな、散歩の途中でちょっと寄るとか、ちょっと腰を下ろすとか、ちょっと顔見知りの方がおられたら、ちょっとそこで会話を、交流をされるみたいな、そういった様々な形で御利用をいただいております。このように思っております。

そこで、議員の御提案の一つには、コロナ後の社会、これを健康的で明るいものにするために公園を増やしてはどうかということがあろうと思えますけれども、これにつきましても、先

ほど課長が答弁をいたしましたように、当町の公園敷地面積は、基準となります数値を大きく上回っている状況でございます。これは、また議員のほうから、いや、自分が言っている趣旨と違うということもあるんだろうと思いますけども、直接さっき言われました各自治会に1つの公園をとというのがちょっと詰めておりませんので、趣旨がよく分かりかねますけども、担当課のほうから聞いたところによると、1自治会に1公園設置という、そういうことではないんですかね。じゃ、すみません、ちょっとそこを。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 申し訳ございません。私の通告文書がまずかったんですかね。グリーنزフィールド、芝生化、公園の増設とか、シーメイトのような多目的大型遊具施設、これは一切望んでおりません。現状の広場、公園の整備をしてもらいたい。現在、ボランティア、私を含めた高齢者の方が年に5回草刈りやっているんですね。だんだんそういうボランティアの人が減ってくる。雑草が伸びる。避難もできない。遊べない。この整備をしてもらいたい。通年の94、全て平等に税金を使ってもらいたい。整備をしてもらいたい。そして、鳥取方式のグリーنزフィールド、芝生化、砂場、願わくは滑り台、ブランコを望んでおりますが、町長、再度お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 通告文にも、各自治会に1つの公園をとというようなこともございましたので、その旨を踏まえてちょっと答弁をさせていただいておりましたけども、今、再々度になるんだろうと思いますけども、今、御提案いただきました内容につきましては、趣旨は、よく理解できます。

しかしながら、今、課長のほうからもありましたように、現行94という、今、町が抱えている公園、あるいは広場、この数、それと敷地面積については言いましたように、基準の3倍以上の敷地を常備しているといいたいまいしょうか、そういう状況の中で、新たなというよりも、今ある公園をどのように住民の方々に有効に、効率的に、ニーズに即して御利用いただいくか、そしてそれに加えて安全に使っていただくという、公園に関しては、公園というのは非常に、今言われるように、多目的、いろいろないわゆる機能があるんだろうと思います。

しかしながら、その公園を維持する、現行の範疇におきましても、年間1億以上の維持管理費もかかっておる。これに遊具とか、そういったようなものの設置をしておる公園も数多くありますけれども、設置をすればこれを維持管理していかなければいけない。

そして、その遊具あたり、お子さんあたりが、例えば使われるときには、例えばこれも過去にもいろんなところで大きな事件が発生した事案が多々ございましたけれども、とにかくボルト1つが例えば緩んでいるとか、そういったいわゆる点検、これは都市整備課のほうで、公園管理

ということで、年に定期的に間隔を長くしないような形で、全公園を回って、そういった遊具の確認とか、公園の状況のチェックはしておりますけども、94という数が妥当なのかどうなのか、ちょっと分からない部分がございますけれども、いずれにいたしましても、今の範疇の、そして今、既存である公園、これにつきましては、御提案のように、コロナだからどうのこうのじゃなくて、例えばコロナのようなこういう緊急事態に陥っても、本来の公園が有している機能、特性あたりが十分発揮しながら、住民の方々の例えば健康づくりであったり、交流であったり、あるいは健康づくりはどうかと思いますけれども、そういった多目的に利用ができますように、これも住民の方々の御理解と御協力をいただきながら、今後とも住民の方々に継続して、安全で安心で、そして衛生的な、いわゆる公園の提供に努めていきたいと、このように考えております。

それから、シーメイトの話もありましたけど、これはいろいろ話しているんです、内部で。そのときに、宇美町はたくさん94の公園あるけれども、やっぱり親子で集えて、そして子どもが公園で遊ぶ、親御さんがちょっとそれで、ちょっと少し外回りでこの我が子を見守る、そしてその全体の様子を町、町民の方々がこれは見守るといことじゃなくて、無意図的にそういうような環境にある、いわゆる公園、そういったものも欲しいなということは内々で話しよりましたので、恐らくそういう内容で言ったんだろーと思いますけれども、いずれにいたしましても、志免町は本当に都市化の部分もございまして、また里山の部分もある。本当に自然と都市化が融合した、本当にいい自治体だと思いますので、こういったよさを今後とも十分に町民の方々のニーズに応えながら、発揮することができるように努めていきたいと、このように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 大変申し訳ございませんでした。通告内容が、メッセージが伝わっていなかったということに関しまして深くおわびを申し上げます。他町には、芝生化された公園、砂場がある公園、複合遊具施設もあります。宇美町だけがないんですね。陸上競技場に少し芝生があるようですが、複合施設については林崎公園にしかないということで、他町のように、本町においても芝生化された公園があればいいなと、子どもたちが、住民がその芝生の上で将来遊んでいればいいな、そういう姿を想像しながら、私の一般質問を閉じたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 2番、平野議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

ただいまから11時20分まで休憩に入ります。

11時06分休憩

.....

11時20分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

## 追加日程第一、議案第42号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、議案第42号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第42号について御説明いたします。

議案第42号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対して、国民健康保険税の減免を行うため、所要の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

お手元の議案の1ページが条例の改正分、2ページが新旧対照表、3ページが説明の資料となっております。

まず、2ページの新旧対照表をお開きください。

新旧対照表は、右側が現行、左側が改正案となっております。左側の改正案でございますが、附則の第16項に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第28条第1項第1号による保険税の減免については、同条第2項の規定を適用しない。との規定を追加するものでございます。

この第28条第1項第1号の減免と第2項の規定につきましては、次の3ページの資料で御説明いたします。

3ページをお開きください。

この3ページの資料は、当町の国民健康保険税条例の減免に係る部分を抜粋したものでございます。

まず、第28条第1項第1号による保険税の減免でございますが、1つ目の太字の箇所になりますが、減免の対象者として、災害その他特別の事情によって生活が著しく困難となり当該年度内にその回復の見込がないもの又はこれに準ずると認められる者と規定しております。

第2項は、2つ目の太文字のところでございますが、減免の申請期限について規定したもので、減免を受けようとする者は、納期限前7日までに申請書を提出しなければならない。としております。

減免の基準や詳細な手続等につきましては、規則で定めて運用しているところでございますが、令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、感染症の影響により一定程度収入が減少した方等に対して、国民健康保険等の保険料の免除等を

行う。とされたことを受けまして、当町におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する減免について、新たな規則を国の基準に沿って定め、対応することとしております。

新型コロナウイルス対応の減免の規則では、減免の対象となる保険税を令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税としております。

これによりまして、令和2年の2月と3月に納期限が設定されております過年度分の保険税までを遡って減免を適用できることとなりますが、現行の条例で定めております申請書の提出期限の規定との不整合が生じてしまうことから、第28条第2項の規定の適用を除外するものでございます。

最後になりますが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとしております。

なお、先日、入江議員からの御質問に対しまして、条例を改正する必要はなく、新たな規則の制定により対応する旨の回答をしておりましたが、規則の制定前の最終確認を行う中で、この部分について、条例を改正する必要があることが判明いたしましたので、急遽議案を追加提出させていただきましたものでございます。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会からの所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申出がっております。

お諮りします。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本6月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、令和2年6月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時26分閉会

---

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 9月 3日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 吉 原 秀 信

署名議員 入 江 政 行